

○瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議開催要綱

平成28年12月20日訓令甲第9号

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議開催要綱

瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱（平成27年訓令甲第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求め、その着実な推進を図るため、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- （1） 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の進捗状況に関すること。
- （2） 総合戦略の見直しに関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生の施策に関すること。

（参加者）

第3条 推進会議の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- （1） 公共的団体の推薦を受けた者
- （2） 産業及び経済関係団体の推薦を受けた者
- （3） 教育関係団体の推薦を受けた者
- （4） 公募による市民
- （5） その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第6条に規定する開催期間継続して推進会議への参加を依頼するものとする。

（運営）

第4条 推進会議の参加者は、その互選により推進会議を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条 推進会議の開催期間は、1年間を目途とする。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。